

かすみがうら 市議会だより

目次 CONTENTS

No.85

令和8年第1回定例会を行いました

P2-4 令和8年第1回定例会提出議案

P5 施政方針に対する質問

P6-7 議案審査特別委員会での質疑

P8 委員会活動

P9-11 一般質問

コラム

P12 編集後記



▲雪入山と桜並木（かすみがうら市雪入・上佐谷地内 令和8年4月1日撮影）

市議会だよりは、
ホームページでも
ご覧になれます。



令和8年第1回定例会議案等議決結果一覧

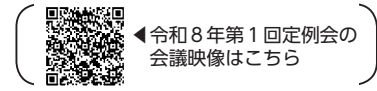
令和8年第1回定例会が2月26日から3月19日までの22日間で開催され、承認1件、議案35件、諮問2件、委員会発議1件、議員発議3件を慎重に審議しました。



議案の内容等
詳細はこちら

議案番号	件名	議決結果
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号））	承認 （全会一致）
議案第6号	かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第7号	かすみがうら市犯罪被害者等支援条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第9号	かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第10号	かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第11号	かすみがうら市職員の旅費に関する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第12号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第14号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第16号	かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第17号	かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第18号	かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第19号	かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第21号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第22号	令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）	原案可決 （全会一致）
議案第23号	令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決 （全会一致）
議案第24号	令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決 （全会一致）
議案第25号	令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 （全会一致）
議案第30号	令和8年度かすみがうら市水道事業会計予算	原案可決 （全会一致）
議案第33号	給食調理・輸送備品の取得について	原案可決 （全会一致）
議案第34号	市道路線の認定について	原案可決 （全会一致）
議案第35号	市道路線の認定について	原案可決 （全会一致）
議案第36号	市道路線の変更について	原案可決 （全会一致）
議案第37号	市道路線の廃止について	原案可決 （全会一致）
議案第38号	市道路線の廃止について	原案可決 （全会一致）
議案第39号	市道路線の廃止について	原案可決 （全会一致）
議案第40号	市道路線の廃止について	原案可決 （全会一致）
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	適任 （全会一致）
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	適任 （全会一致）
委員会発議第1号	かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決 （全会一致）
議員発議第2号	かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査 （※）

※ 議員発議第2号については、「市職員の異動等への取り計らいを律すること」「政党機関紙等の勧誘や配布を律する場所的な範囲」「補助金の交付を受ける団体の代表者に就くことを律するにあたり、該当とする団体の区別」等に関して、さらに慎重な審議が必要となったため、閉会後も継続して審査することとなりました。



賛否が分かれた議案等

議案番号	氏名 件名	氏名													議決結果				
		井出有史	塚本直樹	鈴木更司	石澤正広	服部栄一	鈴木貞行	櫻井健一	久松公生	小倉博	櫻井繁行	設楽健夫	来栖丈治	岡崎勉		小座野定信	佐藤文雄	矢口龍人	
議案第8号	かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第13号	かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第15号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第20号	かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第26号	令和8年度かすみがうら市一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第27号	令和8年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第28号	令和8年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第29号	令和8年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第31号	令和8年度かすみがうら市下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第32号	かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議員発議第1号	議会改革調査特別委員会設置に関する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議員発議第3号	かすみがうら市新消防庁舎東消防署の建設位置の変更に関する要請決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	否決 (賛成少数)
	佐藤文雄議員に対する懲罰について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	戒告 (賛成多数)

賛成は○、反対は◆、欠席は欠、不在は／、除斥は除、表決権を行使しない場合は棄で記載
 ※ 除斥とは、議会での審議を公正なものとするため、議題となった案件と一定の利害関係にある議員を、その審議のときに議場から退席させること。
 ※ 来栖議員は議長職のため、本議会での表決(賛成・反対の意思表示)権はないためで記載。ただし、賛否同数となった場合は、議長も表決に加わる。

議案第20号「かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について」で行われた主な討論

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> 消防署の移転計画は、公共施設の複合化や公有地の活用、借地の解消といった課題も考慮され、公共施設の最適化が大きく前進するものと評価する。また、当該地域に居住する市民には、安全安心を守るシンボリックな施設となり得る。特に東消防署の移転では、緊急車両が10分以内に到着できる居住者がおよそ3,000人増えることが見込まれる。 東消防署移転に対し、教育環境の安心感が向上すると考える。学校で児童が熱中症となるような事態が起きた際、近くに消防署があり、救急車がすぐに来てくれればこんなに心強いことはない。子供たちが命の大切さや人を救う行動に身近に触れることは、情操教育としても重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 東消防署を旧霞ヶ浦保健センター跡地へ移動することは、付近の教育及び社会教育施設利用者の交通環境を悪化させる。県道が教室に面しており、サイレン等が静かな教育環境を悪化させる。工事予定地の定点調査で75デシベルの音量が測定されているにもかかわらず、緊急車両の動線のサイレンの実態調査や交通安全調査は未だに行われていない。また、現在の東消防署位置で、老朽化に伴う整備工事施設の建設面積は、訓練棟を含めて確保されると思われる。

議案第32号「かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について」で行われた主な討論

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> 本計画を策定することにより、過疎債の活用が可能となる。人口減少が進む本市において、今後も多くの行政需要が見込まれることを踏まえ、有利な財源の安定的確保が極めて重要である。仮に本計画を策定しない場合、過疎債が活用できないことで、過疎対策事業が実施することができず、過疎がさらに加速する可能性があることから、妥当と考える。 本計画は、現在の計画期間の終了に伴い、新たに計画期間を設定するもので、対象となりうる事業を網羅的に記載することにより、幅広く過疎債の対象として活用できるよう整理されたものである。また、変更が生じた場合は適宜修正できると聞いており、将来の行政需要に柔軟に対応し、財源確保が可能となるための実務的かつ戦略的なものとして認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の変更の中に、安定した企業経営の実現に向け、茨城県企業局を核とする水道事業の広域連携へ加入し、安全な水の安定供給を目指すとあるが、水道事業は市独自で継続し実施すべきと考える。地下水を放棄してすべて県水に切り替えれば、水道料金の値上げは避けられない。再検討を求める。 本計画には、歴史博物館について長寿命化に向けた改修継続か、施設移転の後廃館にするか、方向性を検討し決定しますとある。歴史博物館は保全すべきものと判断しており、施設移転の後廃館という内容は、どこに移転されるのか、いつどのように決定されているのか不明である。

佐藤文雄議員に対する懲罰について

令和7年12月5日から設置された懲罰特別委員会より、佐藤文雄議員に対し戒告の懲罰を科すべきとする審査結果報告が、令和8年2月26日の本会議にて行われました。同日の採決の結果、賛成多数で可決し、議場において議長から佐藤文雄議員に対し次のとおり戒告文が読み上げられました。

【戒告文】

令和7年12月3日及び過去の本会議における一般質問の発言中、佐藤文雄議員が執行部に対して、根拠を欠いた言動や、恫喝的・威圧的な言動、答弁を求めない発言による行為は、かすみがうら市議会会議規則第151条「議員は、議会の品位を重んじなければならない」の趣旨に反するものであり、秩序を守るべき議員の職責に鑑みて誠に遺憾である。

ついては、佐藤文雄議員に対し、今後の議会における発言において、節度と品位を保ち、自身が市民の代表であることを自覚するとともに、自らの言動が議会の信頼性に及ぼす影響を深く認識し、同様の行為を再び行わないよう自制を求めるとともに、執行部に対しても、常に敬意と配慮をもって接することを強く求める。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

佐藤文雄議員に対する懲罰について行われた主な討論

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤議員の発言について、映像等を通して確認したが、表現の仕方や伝え方によっては、相手への心理的影響をもたらす。執行部の答弁中、恫喝的とも取れる行為があったことが確認され、関係部長がストレスを感じたことは明らかであり、ハラスメント行為に該当すると感じた。悪気がなくても、相手が嫌な思いをしたりストレスを感じることは、もはやハラスメントになることを認識してもらいたく、戒告が妥当であると判断する。 ・ 全4回に及ぶ懲罰特別委員会での審査で、特に執行部の悲痛な叫びを感じた。熱心だからこそその言い過ぎや激高した態度は理解できるが、ハラスメントではないという解釈はできないと判断した。そして、これを佐藤議員だけの問題ではなく、市民から負託を受けている我々議員16人が、しっかりと襟を正し、ルールや法令を遵守した上で発言をしていく機会になってこそ、懲罰特別委員会の意義があったものと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戒告文では、佐藤議員の言動を根拠を欠いた言動としているが、事実関係や妥当性について、より丁寧な検証を尽くすべきである。恫喝的・威圧的な言動との評価も、主観的要素を含むもので、ハラスメントに該当するか、さらなる事実確認や検証が必要だ。行政監視という議会の役割を十分に果たすためには、一定の厳しい指摘や強い表現も容認されるべき場面があると考えている。議会全体の規律を見直すことには賛同するが、佐藤議員一人に懲罰を認めることは、議員の名譽を著しく損なうもので到底容認できず、二元代表制において重要な議会の自律権と監視機能を損なうもので、悪しき前例を残すこととなる。 ・ 通常、県事務に関わる案件の場合、市は県への働きかけを行う。これが遺憾であるというのは成り立たないと思う。執行部は簡潔明瞭に答弁しなければならない。双方の合意で進まない場合はある。端的に、短く、長いとの発言は恫喝ではない。市長は、疑義があれば、論点を明確にするために反問権が行使されるべきだ。戒告文に示す事項は精査をしていく必要がある内容で、懲罰ではなく、今後議論をしていく内容であると思う。

議会改革調査特別委員会を設置しました

議会改革の一環として、市議会議員選挙と市長選挙若しくは茨城県議会議員選挙との同日選挙に向けた調査研究と、併せて議員定数及び議員報酬等の適正化等に伴う調査研究を行うため、特別委員会を設置する決議が、令和8年2月26日の本会議において、櫻井繁行議員を提案者、矢口龍人議員、岡崎勉議員、久松公生議員、櫻井健一議員、鈴木貞行議員を賛成者とした議員発議第1号として提出されました。

同日の採決の結果、賛成多数により可決され、全議員で構成する「議会改革調査特別委員会」が設置されました。

本市の議会活動の充実・強化を図るとともに議会の効率化を図り、議会改革を進めるために十分な調査を行うため、令和8年第1回定例会閉会後も継続することとなりました。



市長の施政方針に対する質問

Q 令和8年度予算編成に当たっては、国の動向と市財政の課題を踏まえた上で必要な市民サービスを維持できるよう、より一層事業の選択と集中を進めていくことについて、「集中」の対象をどのように考えているのか。

A まちづくりの推進において、「未来につながる投資であるか」「持続可能性や発展性があるか」「高齢者が安心して住み続けられるか」という3つの軸に基づき、「選択と集中」の観点から各事業を精査し、実行に移しております。

代表的な事業の1つ目は、中心市街地の活性化に向けた取組です。神立停車場線沿線の民間の活力を生かした都市機能の充実と地域のにぎわいを生み出すエリアとする大胆な方針転換を行い、早期実現に向けた取組を進めているところです。

2つ目は、公共施設の再編・統廃合に向けた取組です。官民連携による多様な資源を最大限生かした取組を進めてまいりました。現在は消防活動拠点としての機能の維持・改善を図るため、消防本部、西及び東消防署の移転整備計画を進めております。

3つ目は、子育て世帯への支援及び学校教育の充実を図る取組です。全国初の取組となる通学用自転車シェアリングサービスを継続することに加え、0歳から2歳児の保育料の完全無償化、学校給食の完全無償化を着実に進め、保護者の経済的負担の軽減につなげてまいります。

そのほかに、ふるさと納税の拡充に向けた取組や、トップセールスによる企業版ふるさと納税の確保など、財源の確保と新たなパートナーシップの形成に向けて引き続き取り組んでまいります。

Q 「既成概念にとらわれない大胆な発想の転換」という点において、中心市街地の公共施設を、市民の交流や利便性向上の拠点としてどう再定義し、令和8年度以降は具体的にどう考えているのか。

A 神立駅西口2万8000平方メートルで計画していた複合交流拠点施設整備を白紙化し、民間の活力を生かした都市機能の充実と、地域のにぎわいを生み出すエリアとする大胆な方針転換を行いました。現在は、広く民間企業からのサウンディング調査を実施しており、令和8年度中に公募型プロポーザルを行い、魅力的な都市空間の形成につながる事業選定を実施する予定です。

中心市街地公共施設については、人口減少・少子高齢化の進行、扶助費等の財政負担の増大、施設の老朽化や借地問題など、限られた財源の中で公共サービスを維持し、将来を見据えた持続可能な運営を行うことが必要となっている状況を踏まえ、将来世代に過度な負担を残すことなく持続可能な公共施設の在り方を検討するため、「中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会」に諮問をいたしました。委員会では、多様な意見を尊重しながら、最適な施設整備の方向性を探る中立的かつ多角的な議論が行われてきていると認識しております。今後、現状を踏まえ、最適な整備方針案の報告があるものと期待をしております。

Q 基幹産業である農業について、いかなる戦略を持っていくのか。高齢化によって非常に困難になってきている米作りや、レンコン栽培で苦勞している線虫対策については、今後どのような形で対応を検討していくのか。

A 本市の農業につきましては、担い手の育成支援や企業の農業参入も含めた担い手の確保が重要であり、そのためには安定的な農業経営の取組を推進する必要があると考えております。

特産作物であるサツマイモの生産量の増加及び加工品の販売促進に加え、新たに粟の作付面積の拡大と生産量増加に向けた取組を推進するとともに、産地の維持・継続を図り、経営の安定化と後継者不足の解消につなげてまいります。

米対策につきましては、引き続き農地の大区画化やスマート農業の導入、多収量品種の導入など、効率的で持続可能な営農活動の取組を進めるとともに、農地のマッチングを進め、規模拡大意向のある農家へ農地の集積・集約化を図ってまいります。

レンコン栽培における線虫の被害につきましては、土壌診断の実施、適正な輪作や湛水管理の指導、抵抗性品種の導入検討など、総合的防除の観点から県や関係機関と連携して技術支援を行っております。また、薬剤防除につきましても、適正使用の徹底と効果的な活用方法の周知に努めております。今後も、環境への配慮と生産性の両立を図る防除対策を推進し、生産者の経営安定につなげてまいります。

令和8年第1回定例会

議案審査特別委員会における主な議案質疑

(3月2日、3日、4日、5日、6日開催)

議案審査特別委員会は議長を除く15名の委員で構成。

議案第8号 かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

【議案の概要】

子ども・子育て支援法等の一部改正により創設される「こども誰でも通園制度」(乳児等通園支援事業)を実施する事業所が給付を受けるために、基準となる条例を定めるものです。

Q こども誰でも通園制度の特徴は。また、令和8年度は市立わかぐり保育所で実施するとのことだが、今後は民間の保育所も実施することができるのか。

A こども誰でも通園制度の最大の特徴は、通常では保育を必要とする児童の要件である保護者の就労の有無に関わらず、保育所等を一定時間利用できるということです。

まずは市立わかぐり保育所で専任の保育士を2名配置し、一般通園児と同じ部屋で実施する予定ですが、民間の保育所にも実施の促進をしたいと考えております。



▲市立わかぐり保育所

議案第22号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算(第8号)

【議案の概要】

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6741万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ199億9320万7千円とするものです。

Q 千代田パーキングエリアスマートインターチェンジの経費1億1120万円を繰り越しているが、関連する市道の設置改良計画を含む進捗状況は。また、集落内を通る県道土浦笠間線の接続箇所付近は狭い。別に道路を取り付けるなどは考えているのか。



▲千代田パーキングエリア周辺

A 進捗につきましては、用地測量が終わりましたので、一部用地交渉に入っている状況で、令和11年から13年の完成をめどにやっていければと考えております。なお、上り線には新規道路の設置、下り線では現道を利用した道路の拡幅を行おうとしております。

県道の件につきましても、茨城県に拡幅要望を行っており、取付道路につきましても、国土交通省やネクスコ、茨城県、警察等で構成する協議会において協議を重ねております。

議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算

【議案の概要】

歳入歳出予算の総額を、それぞれ206億4000万円とするものです。

Q 障害者地域生活支援に要する経費に関する事業計画の中で、基幹相談支援センターという大きな組織ができるように思われるが、窓口を含めた概要や予算金額は。

A 障害のある方やご家族が地域で安心して暮らし続けることができるように、相談支援の中核的な役割を担う機関としております。窓口は社会福祉課の障害福祉担当であり、このセンターを設置することで、保健師や精神保健福祉士による総合的・専門的な相談支援、相談支援員による障害福祉サービスを利用する方に合わせ立案する計画の質の向上、医療・福祉・教育・就労等に係る関係機関とのさらなる連携強化を目指します。

特に予算は計上していませんが、先に挙げた専門職を配置するほか、県による研修事業の活用を実施したいと考えております。

Q 有害鳥獣対策に要する経費において、イノシシ等の有害捕獲を猟友会に委託しているが、本市も加入している筑波山地域ジオパーク推進協議会の6市で、1か所に集めて、ジビエ料理への活用を目的にイノシシを解体する場所を造ってはどうか。

A イノシシの解体施設は石岡市八郷地区の朝日里山学校にありましたが、今現在は使用していない状況です。

筑波山地域ジオパーク推進協議会は6市ありますので、調査した中で1市での建設が難しいという状況になれば、連携をしながら、可能であるかどうかという研究はしてまいりたいと考えます。

Q 有機農業推進に係るオーガニック推進協議会への事業補助を計上していることについて、米を2倍の価格で購入する事業等への国交付金が令和8年度で終わるが、交付金がなくなった令和9年度以降の予定は。予算を確保し助成を続けるべきではないか。

A 令和9年度以降、基本的には有機米の一般的な相場によって購入していきたいと考えております。

この事業を導入する際に参考とさせていただいたのが千葉県いすみ市で、当初約2倍で購入していたところから、協議会で諮って出した結果となっております。

一般的な価格と申しますと1.5倍だったり1.2倍だったり、いろいろな価格があると思います。先進的な自治体の事例を参考にし、令和9年度以降も継続してやっていただくように、価格の設定はしていきたいと考えております。

Q 公有財産購入費に逆西第一児童公園の借地解消のため用地取得費を計上していることについて、都市公園として機能させるために、どう整備していく考えか。また、整備するまで、勤労青少年ホーム跡地は、イベントがあるときの駐車場等利用ができるようにしてもいいのではないか。

A 今回は借地解消ということで、まずは土地の名義を市に変えることに注力し、その後の計画につきましては、今の時代に合ったような公園にするよう、財政状況も考えながら順次進めてまいります。

現在の勤労青少年ホーム跡地は碎石敷で、駐車はできません。イベントがあった場合の駐車場については、使用許可を随時出しながら対応しておりますので、現時点では、駐車場として活用していただいて大丈夫という判断でおります。



▲勤労青少年ホーム跡地
(逆西第一児童公園脇)

総務経済委員会

○閉会中に行われた委員会

令和8年2月9日開催の調査内容

- 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担について
- かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 向原土地区画整理組合の清算結了について
- 水道事業の経営の一体化に関する基本協定締結について
- 下水道事業経営戦略の一部改定について
- かすみがうら市消防庁舎等の移転整備について

○委員会付託案件の審査

令和8年2月27日開催の審査内容

- 議案第34号 市道路線の認定について
(市道8-2942号線 稲吉南地内)
- 議案第35号 市道路線の認定について
(市道8-2943号線 稲吉南地内)
- 議案第36号 市道路線の変更に
ついて
(市道8-2414号線 下志筑地内)
- 議案第37号 市道路線の廃止
について
(市道8-2415号線 下志筑地内)
- 議案第38号 市道路線の廃止
について
(市道8-2416号線 下志筑地内)
- 議案第39号 市道路線の廃止
について
(市道8-2417号線 下志筑地内)
- 議案第40号 市道路線の廃止
について
(市道8-1521号線 横堀地内)



▲市道路線の現地調査
(横堀地内)

文教厚生委員会

○閉会中に行われた委員会

令和8年2月13日開催の調査内容

- かすみがうら市立小中義務教育学校の適正規模に係る諮問・答申について
- 図書館本館休館に伴う臨時窓口開設について
- 体育施設の安全対策について
- 歴史博物館劣化調査について
- 志土庫コミュニティステーションにおける銅線窃盗事件の発生について
- 霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事の進捗について
- 霞ヶ浦コミュニティセンター長寿命化計画(案)について
- 石岡地方斎場組合と湖北環境衛生組合の統合に関する進捗状況について
- やまゆり館の開館日変更に伴う今後の運営体制について
- かすみがうら市特定乳児等通園支援事業について
- 令和8年度子ども・子育て支援金の国民健康保険税について



▲説明を受ける委員
(千代田庁舎委員会室)

茨城県市議会議長会 令和7年度第2回議員研修会

日時 令和8年2月16日(金)
場所 銚田市
講師 渡辺 太樹 氏
(一般社団法人 地方公共団体政策支援機構)
演題 これから期待される地方議会とは何か
デジタルデータの分析に基づく、自治体の真の課題発見と政策立案について研修しました。



▲参加した議員(左から)
石澤正広・小倉博
櫻井繁行・久松公生

一般質問

鈴木 更司 議員



Q 市長選挙への取組について伺う

A 来る市長選挙には出馬せず、未来を担っていたける方にバトンタッチしたいと考えております

Q 今年7月に予定されている市長選挙への取組について伺います。

A 市長 今後の市政運営を進める環境整備としては、一定の成果が得られたと感じております。未来の責任を負う人たちの代表が、まちのかじ取りをしていくためには、しっかりと次世代を育成していくことが大切です。広い視野と責任感を兼ね備えた人材がいてこそ、かすみがうら市の持続可能な発展があるわけですから、かすみから眺めてみれば、市内には有能な人材にあふれております。また、行財政改革を進めるに当たり、残念な思いをした市民に対する責任も、私には少なからずあると考えております。こうしたことなどを総合的に検討し、私は、来る市長選挙には出馬せず、未来を担っていたける方にバトンタッチしたいと考えております。残りの期間、さらに未来への環境整備に努めるとともに、かすみがうら市の古い時代の幕引き役をしっかり担って、新時代へとつないでまいります。

Q 戸沢公園運動広場内において、飼い犬のリードを外すなど、ドッグラン施設と同様の利用が散見されます。利用方法としての問題はありますか。また、規則などがあれば伺います。

A 市民部長 ふん尿の放置については、廃棄物処理法違反、犬の放し飼い及びふん尿の放置については、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例違反、また、市環境美化に関する条例違反にも該当するものと思われまます。そうした行為が散見されることから、さらに啓発看板の設置数を増やしたところですが、なお、管理人がいる施設については、管理人より併せて注意喚起を行ってまいります。

- 1** 飼い犬と野犬及び飼い猫と野良猫の対応について
2 外国人市民の防災、防犯の啓発について
3 市内施設の利用時間について
4 清掃作戦等、地域活動で回収されたゴミの分別や搬入について
5 今年、予定されている市長選挙について



映像はこちらからご覧ください



▲戸沢公園運動広場

石澤 正広 議員



Q 防災力強化について伺う

A デジタルと地域の支え合いが補完し合う実効性ある体制づくりに取り組みます

Q 震災の教訓は、災害は必ず起こるという前提で備えること、そして支援が必要な方々を決して取り残さないことです。本市においても、高齢者・障がい者・外国籍住民への支援体制、情報伝達手段の多様化、地域コミュニティの強化など、引き続き実効性ある防災施策を進めていく必要があります。震災の記憶を風化させず、命を守るまちづくりをさらに前へ進めるために、情報伝達の多重化の現状と課題について伺います。

A 市民部長 防災情報の伝達手段を多重化しても、すべての状況下で情報を完全に行き渡らせることには限界があることから、市民一人ひとりが自ら情報を確認しに行く自助の姿勢を持つことが重要であると考えております。また、災害時に情報を受け取りにくい方々に対しては、近所の方が声を掛け合い、情報を共有するなど、地域における共助の体制を構築していくことも、極めて重要であると認識しております。今後も情報伝達手段の多重化を進めるとともに、自主防災組織の結成推進や地域内での防災士の育成など、自助・共助の意識醸成を図り、地域全体で防災力を高めていく取組を推進してまいります。

Q デジタルとアナログの両面を合わせたハイブリッド防災が大変重要な時代となりました。デジタルは、高齢化と独居化で「人の目」だけでは限界。民生委員の担当件数は増え続け、地域の担い手は減少しています。デジタルで「気づく」仕組みが必要です。デジタルと地域支援を連動させる体制づくりが必要と考えますが、本市としての見解を伺います。

A 市民部長 既存の情報発信に加え、平常時の見守りにおけるデジタル活用事例を収集し、地域の実情に応じた通信手段の導入を研究してまいります。また、デジタルの活用にあたり、高齢者をはじめとする利用環境への配慮が不可欠であることから、紙媒体による名簿管理や対面での声かけなど、従来の方法と併用しながら、誰一人取り残さない体制の構築に努め、デジタルと地域の支え合いが補完し合う実効性ある体制づくりに取り組んでまいります。

- 1** 防災力強化について
2 通電火災対策について
3 水稲の水管理について



映像はこちらからご覧ください



塚本 直樹 議員



Q 市内小中義務教育学校の統廃合について伺う

A 霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校が統合の対象校であると考えております

Q 現時点での統廃合の対象となっている学校はあるのかお伺いいたします。

A 教育長 学区審議会において「適正規模化の検討を要する学校」として3つの区分により理由を添えて答申をいただいているところです。1つ目としましては、「適正規模化の検討を要する学校」として霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校が挙げられております。2つ目としましては、「適正規模の検討を要するが当面の間現状を維持することが望ましい学校」として霞ヶ浦中学校、千代田義務教育学校が挙げられております。3つ目としましては、「現状では適正規模化の検討を要しない学校」として下稲吉小学校、下稲吉東小学校、そして、下稲吉中学校が挙げられております。その他、答申においては、適正規模化を進めるに当たり配慮する事項なども掲げられておりますが、この答申を踏まえますと、現時点においては霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校が学校統合の対象校であると考えているところです。

Q 今後、どのような対策及びスケジュールを考えているのかお伺いいたします。

A 教育長 適正規模化計画（案）を策定いたしました後、学区審議会に諮り、答申をいただいた後、保護者や地域の皆様への説明の機会を設けさせていただきたいと思っております。これまでの作業は、令和8年度の前半ぐらいまでには完了させたいと考えております。その後、学校統合準備委員会等の組織を発足させ、1年半ほどかけ、学校統合に向けた様々な事項についてご協議いただき、準備を進めていきたいと考えているところです。

21 市内小中義務教育学校の統廃合について
第2常陸野公園の活用について



映像はこちらからご覧ください



設楽 健夫 議員



Q 東消防署を旧霞ヶ浦保健センターへ移転することの再検討について伺う

A メリットとデメリットが混在していますが、メリットを最大限生かせるよう事業を進めます

Q 移転が周辺施設の付加価値向上との答弁だが、学校社会教育地帯の環境悪化が懸念されている。なぜ霞ヶ浦南小学校での交通安全、サイレン音調査をしないのか。霞ヶ浦地区の地理的中心地である今の東消防署での建て替えが最適ではないのか。東消防署を霞ヶ浦南小学校前の教育施設地帯（旧霞ヶ浦保健センター跡地）へ移転することの再検討を求めるが、市の考えをお伺いします。

A 市長 移転により、消防署から遠くなる地域・近くなる地域があること、サイレンの音や緊急車両の往来などで生活環境に変化が生じる方々もおり、当然メリットとデメリットが混在し、様々な御心配をいただいていると感じます。メリットを最大限に生かせるよう事業を進めます。

A 消防長 この度の東消防署の移転整備は、霞ヶ浦地区の中心拠点地域に活用可能な最適地があったため、移転先として計画されたものです。消防車両は絶えず走行しております。改めて音響調査を行う必要はないと考えております。また、学校付近に消防署があることは、情操教育の観点から、子どもたちにとっては生命の大切さを知る重要な教育、メリットになります。図面上は現在の東消防署の敷地内に収まりますが、工事をするためには工事車両が入りし、仮設倉庫や庁舎、職員や来庁者の駐車場を確保しなければならず、庁舎の取壊しのために、令和8年度から3年間不便な状態が続く、予算も多くなります。

Q 下稲吉小学校西の下稲吉3号幹線（雨排水）の役割と対策をお伺いします。

A 都市建設部長 新治2827番地付近の排水計画について、下水道事業計画は下稲吉排水区に位置づけられており、将来的に3号幹線を南側に延長し、このエリアの雨水を取り込んで処理する計画です。

Q 神立駅西口地区の旧筑波ハウス市有地2万8000㎡の活用に向けたサウンディング調査についてお伺いします。

A 総務企画部長 調査自体の詳細や個別の方針等については、プロポーザルの段階で、各事業者が明らかにすると考えております。

質問通告事項



映像はこちらからご覧ください

1 霞ヶ浦地区の地理的中央に位置する東消防署を霞ヶ浦南小学校前の教育施設地帯（旧保健センター跡地）へ移転することは「教育環境を著しく悪化させ不適切であり」再検討を求めることについて

2 神立駅周辺地区の下稲吉1号幹線から逆川雨排水路整備、住宅建設の現況と課題について

3 神立駅西口旧筑波ハウス市有地2万8000㎡の活用に向けたサウンディング調査について



霞ヶ浦南小学校前県道

4321 **質問通告事項**
 百条委員会における市長の対応等について
 生活困窮者支援について
 水道事業の広域化について
 入札制度の改革について



映像は
こちらから
ご覧ください

佐藤 文雄 議員



Q 就学援助の徹底した広報と拡充について伺う
A 毎年度当初の4月に全児童生徒の家庭へ案内通知を配布しております

Q 就学援助制度は、憲法第26条の教育を受ける権利を保障し、義務教育はこれを無償とするとの規定を具現化する制度で、対象者は、生活保護を受給している要保護者が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者世帯ですが、本市の拡充策について伺います。

A 教育部長 就学援助の広報につきましては、市のホームページへ掲載するとともに、毎年度当初の4月に全児童生徒の家庭へ紙による案内通知を配布しております。なお、紙による通知は児童生徒を通じて行われることから、未達の保護者が直接確認できるようにマチコミメールを使い、同じ通知を送信することで、周知漏れがないように努めています。

Q 生活保護の受給者数と外国人の割合についてどのくらいなのか伺います。

A 保健福祉部長 本市における生活保護受給世帯数は269世帯、受給者数は307人です。また、生活保護受給者の中には外国人の受給者もあり、生活保護受給者のうち、8世帯9名の方は日本国籍を有しない外国人です。



321 **質問通告事項**
 道路整備と維持管理について
 豊かな老後生活に向けた取組について
 本市の多文化共生への取組について



映像は
こちらから
ご覧ください

小倉 博 議員



Q 横断歩道の視認性を高める取組について伺う
A 警察や関係機関と協議、検討を行ってまいります

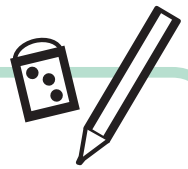
Q 横断歩道に関わる標識や表示の視認性を高める努力をすべきであると思います。横断歩道標識等の視認性を高める取組について伺います。

A 市民部長 他自治体において、横断者を感知するセンサー式の機器、歩行者の操作により注意喚起表示を点灯させる設備など、視認性向上に資する取組事例があり、交通事故防止の観点から有効な手段の一つであると認識しております。危険性が懸念される箇所の情報を把握した場合には、警察や関係機関と視認性向上策について協議、検討を行ってまいります。あわせて、横断歩道を通過する際には基本的な交通ルールの徹底が図られるよう、関係機関と連携し、周知啓発に努めてまいります。

Q 老人クラブ等を含めた高齢者向けの団体活動の現状等について、市内の老人クラブの活動等伺います。

A 保健福祉部長 本市の老人クラブ連合会は、市社会福祉協議会が事務局となり、団体活動におきましては、高齢者の社交や健康促進、地域貢献活動などを目的としたクラブが多く存在しております。活動内容としては、地域ごとに高齢者の集まりやイベントがあり、地域の課題に取り組む活動や、住民同士のコミュニケーションを深めるための活動として、ねりんスポーツ大会、健康増進料理教室、健康ウォーキング、研修会などが行われております。高齢者団体活動は、健康で充実した生活を送るため重要な活動ですので、今後も多くの老人クラブが設立できるよう、市においても、広報誌やホームページでのクラブ活動のPR、補助金支援などを行ってまいります。





傍聴や会議映像の視聴ができます

千代田庁舎の3階には、かすみがうら市議会会議場があります。議場では、本会議が行われるほか、令和7年10月は「高校生議会」も行われました。定例会や臨時会は、議場で傍聴することができます。会議のある当日の午前9時より受付しておりますので、ぜひお越しください。

また、市議会ホームページでは、本会議の生中継や録画映像、会議録など、市議会の情報を多数発信しております。本ページ右下のQRコードからもアクセスできますので、ぜひご利用ください。



▲令和7年高校生議会の様子

- 2月
- 9日 総務経済委員会
- 10日 議会運営委員会
- 12日 令和8年第1回石岡地方斎場組合 議会定例会
- 13日 文教厚生委員会
- 14日 茨城県市議会議長会令和7年度 第2回議員研修会
- 18日 令和8年第1回湖北環境衛生組合 議会定例会
- 19日 議会運営委員会
- 2月26日～3月19日 令和8年第1回定例会
- 26日 議会運営委員会
- 27日 議会改革調査特別委員会
- 27日 議会運営委員会
- 27日 議会改革調査特別委員会
- 27日 総務経済委員会
- 27日 文教厚生委員会
- 3月
- 2日～6日 議案審査特別委員会
- 19日 議会運営委員会
- 19日 全員協議会
- 議会改革調査特別委員会

- 4月
- 14日 議会改革調査特別委員会
- 27日 議会改革調査特別委員会
- 27日 議会改革調査特別委員会
- 30日 議案審査特別委員会

令和8年第1回定例会の議場での傍聴者数は、延べ36名、また、インターネットLIVE中継へのアクセス数は、延べ1,050回でした。



継続審査(継続調査)とは？



議会は会期制により、会期中に限り議会としての活動ができるもので、なおかつ会期ごとに独立して運営されるため、次の会期に継続することができません(会期不継続の原則)。

したがって、ひとつの会期中に議決に至らなかった案件は、通常はすべて会期終了とともに審議未了として廃案となり、再び議題とするには次の会期中に再提出しなければなりません。

しかし、案件自体の性質や事情の変化等により結論まで至らず、しかも会期を延長してまで結論を急ぐものでないなどの場合、議会の議決に基づき、例外的に継続して審査及び調査することが認められており、これを「継続審査(継続調査)」と呼んでいます。

なお、対象とした案件を審査及び調査する期限は、次の定例会までとするのが一般的です。特に委員会において、閉会中も引き続き審査や調査を行うために、この方法が採られています。

【参考】 地方議会運営辞典

編集後記

かすみがうら市議会だより85号をお読みいただきありがとうございます。

新年度を迎えて3週間というタイムミングで編集後記の原稿を書かせていただいております。今年も卒業式と入学式に出席させていただきましたが、卒業生に対して入学生が少ない状況が続いています。少子化でありながら不登校が全国では35万人という現実もあります。少子化対策だけではなく、過疎が進み切った後に想定される問題を検討し取組む時期が来ていると思います。

議会だより編集委員 鈴木 更司

ご意見をお寄せ下さい

